

平成 27年 11 月 18 日

各 位

会 社 名	OBARA GROUP 株式会社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 小原 康嗣
(コード番号)	6877 東証第一部)
問 合 せ 先	経 営 企 画 室 長 飯高 成美
(T E L	046-271-2124)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、平成27年12月18日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それら取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条(社外取締役との責任限定契約)及び現行定款第36条(社外監査役との責任限定契約)について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第28条(社外取締役との責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成27年12月18日

定款変更の効力発生日：平成27年12月18日

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第423条第1項</u>の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、<u>社外監査役との間で会社法第423条第1項</u>の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項</u>の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以 上